

脱炭素チャレンジカップロゴマーク利用規約

脱炭素チャレンジカップ事務局

2025 年 5 月 21 日制定
2026 年 7 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 脱炭素チャレンジカップロゴマーク利用規約（以下「本規約」という。）は、脱炭素チャレンジカップロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用目的)

第 2 条 ロゴマークは、脱炭素チャレンジカップ及び参加団体の受賞に係る広報のために利用するものとし、その余の目的のための利用は禁止する。

(利用できる者)

第 3 条 ロゴマークを利用できるのは以下の者とする。

- (1) 脱炭素チャレンジカップ事務局及び同事務局を設置する法人
- (2) 脱炭素チャレンジカップ参加団体及び参加者
- (3) 脱炭素チャレンジカップ及び参加団体等の受賞に係る広報活動の用途に限り、広報活動を行う報道機関等
- (4) 脱炭素チャレンジカップの協賛企業・団体等その他脱炭素チャレンジカップ事務局から依頼等を受けた広報協力者

(利用手続)

第 4 条 前条に掲げる者は、脱炭素チャレンジカップホームページからロゴマークをダウンロードし、必要なロゴを利用する。

(利用方法)

第 5 条 ロゴの利用は、別紙のガイドラインを遵守すること。

(所管)

第 6 条 脱炭素チャレンジカップ事務局は、本規約及びロゴの管理に関する事務を行う。

(補則)

第 7 条 本規約に定めのない事項については、脱炭素チャレンジカップ事務局において定める。

問合せ先
一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット
脱炭素チャレンジカップ事務局
TEL : 03-6273-7785
Email : zccc@zenkoku-net.org

別紙

脱炭素チャレンジカップロゴマーク利用ガイドライン

1 ロゴの種類

以下のロゴが利用可能です。ただし、②ないし⑤のロゴについては、脱炭素チャレンジカップ参加団体のうち、**受賞団体並びに同団体の受賞に係る広報活動を行う報道機関等及び協賛企業・団体等のみ**利用可能です（該当の賞のロゴに限ります。）。

① 脱炭素チャレンジカップ	 
② 環境大臣賞グランプリ	 
③ 環境大臣賞 (企業・自治体部門) (学生部門)	  
④ 文部科学大臣賞 (ジュニア・キッズ部門) (市民部門)	  
⑤ 農林水産大臣賞	 

※西暦部分は例です。

2 使用方法

- (1) 原則として単独で使用するとし、他のイラスト等の一部としての使用や他のイラストへの重ねての使用等は避け、独立性を保つようにしてください。
- (2) 色、形、書体及び図形等の配置の変更は避けてください。
- (3) 背景色は基本を白地とします。ただし、ロゴの視認性が妨げられない程度の背景色であれば許容します（ロゴに使用されている色と同系色の背景は避けるようにしてください。）。